

○山口県警察本部組織条例

昭和29年6月30日  
山口県条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第47条の規定に基づき、警察本部の内部組織について、必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織)

第2条 警察本部に、次の6部を置く。

- 1 警務部
- 2 生活安全部
- 3 地域部
- 4 刑事部
- 5 交通部
- 6 警備部

(各部の所掌事務)

第3条 各部の所掌事務は、次のとおりとする。

1 警務部

- (1) 公安委員会の庶務に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (5) 事務能率の増進に関すること。
- (6) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 情報の公開に関すること。
- (9) 個人情報保護に関すること。
- (10) 留置施設に関すること。
- (11) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- (12) 人事、定員及び給与に関すること。
- (13) 監察に関すること。
- (14) 予算、決算及び会計に関すること。
- (15) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- (16) 会計の監査に関すること。
- (17) 警察教養に関すること。
- (18) 福利厚生に関すること。
- (19) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (20) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (21) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平

- 成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (22) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
- (23) 警察装備に関すること。
- (24) (1)から(23)までに掲げるもののほか、他部の所掌に属しない事項に関すること。

## 2 生活安全部

- (1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (2) 犯罪の予防に関すること。
- (3) 少年非行の防止に関すること。
- (4) 保安警察に関すること。

## 3 地域部

- (1) 地域警察に関すること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、警らに関すること。

## 4 刑事部

- (1) 刑事警察に関すること。
- (2) 犯罪鑑識に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。
- (4) 暴力団対策に関すること。
- (5) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (6) 組織犯罪の取締りに関すること(他部の所掌に属するものを除く。)
- (7) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- (8) 国際捜査共助に関すること。

## 5 交通部

- (1) 交通警察に関すること。

## 6 警備部

- (1) 警備警察に関すること。
- (2) 警衛に関すること。
- (3) 警護に関すること。
- (4) 警備実施に関すること。
- (5) 災害警備に関すること。
- (6) 機動隊に関すること。
- (7) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

(組織の細目的事項)

第4条 この条例に定めるものの外、警察本部の内部組織について必要な事項は、公安委員会規則で定める。